また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第４種第２級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道等を備えた４車線及び２車線道路の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和56年12月26日に都市計画決定され、平成16年12月24日及び平成26年３月28日に変更決定された海南都市計画道路３・４・109号築地木津線及び平成16年12月24日に都市計画決定され、平成26年３月28日に変更決定された３・６・122号木津沖野々線と、取付道路等を除いて基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、自動車交通量が多く、幅員狭小箇所及び線形不良箇所も存在することにより、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、海南市長を会長とする国道370号海南紀美野間改修促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県海南市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　和歌山県海南市重根字伏山並びに坂井字龍部、字池ノ内、字大沼谷、字野添、字有原及び字大西地内

○近畿地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年六月四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

第１　起業者の名称　大阪府

第２　事業の種類　一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事

第３　起業地

１　土地

⑴　収用の部分　大阪府茨木市大字安威、大字大門寺、大字生保、大字福井、大字大岩及び大字車作地内

大阪府高槻市大字奈佐原地内

⑵　使用の部分　なし

２　土石砂れき　大阪府茨木市大字大岩地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府茨木市大字安威地内、大字大門寺地内、大字生保地内、大字福井地内、大字大岩地内及び大字車作地内並びに大阪府高槻市大字奈佐原地内に施行する「一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川淀川水系安威川ダム建設工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に治水若しくは利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行うダム盛立材料（コア材）の採取工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。さらに、附帯工事の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第２項の規定において、国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされているところ、本体事業は指定区間内に含まれていることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川淀川水系安威川（以下「安威川」という。）は、京都府亀岡市竜ヶ尾山や大阪府高槻市樫田地区に源を発し、大阪市東淀川区相川で一級河川淀川水系神崎川に合流する流路延長32㎞、流域面積162.7㎢の河川である。

安威川流域のうち約70㎢は山地で、残り約90㎢は丘陵地若しくは低平地となっているが、丘陵地及び低平地はほぼ全域が市街化し、開発は山地へも進行している。また、下流域の平地部には茨木市の中心市街地をはじめ、東海道新幹線、ＪＲ東海道本線、国道171号などの重要な都市施設が集中する非常に重要な地域となっている。そのようななか、安威川における水利用は、流域の耕地に対する水源として広く利用されている。

安威川の中下流部は、淀川や北摂山地からの流出土砂により形成された沖積平野で土地が低く、また、瀬戸内気候の東北端にあたり、降雨量は梅雨期や台風期に多いため、古くよりたびたび洪水被害を受けている。なかでも、昭和42年７月の北摂豪雨災害においては、宮鳥橋上流左岸で破堤するなど堤防決壊12箇所、千歳橋の落橋やあけぼの橋流出など橋梁被害13橋、住宅の全半壊41戸、死傷者61名、東海道新幹線鳥飼基地の浸水、家屋浸水25,342戸、浸水農地約1,500haの大きな被害が生じた。最近では、平成11年６月に安威川上流の山間部で局所的に時間最大雨量が北摂豪雨時を上回る降雨があり、安威川流域で溢水し、田畑の冠水や床下、床上の浸水被害が発生している。このように、安威川流域ではたびたび洪水被害が発生している一方、しばしば渇水被害にも見舞われており、近年では平成６年、平成12年、平成14年等に深刻な水不足に陥り、既得用水の補給や河川環境の維持のための水量が安定的に確保できない状況となっている。